

別表第3 家庭の保育事業（保育認定）

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算（区分1及び区分2） 加算率（注1） (a) (b) (c) ⑤	資格保有者加算 処遇改善等加算（区分1及び区分2） 加算率（注1） (a) (b) ⑥
10/100地域	3号	保育標準時間認定 保育短時間認定	193,390 +	1,830 × (加算率(a) + 加算率(b) + 3.9(c)) +	5,670 + 50 × (加算率(a) + 加算率(b))

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	家庭的保育補助者加算		家庭的保育 支援加算 ⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算	
			処遇改善等加算 (区分1及び区分2) 加算率(注1) (a) (b) (c) ⑦			処遇改善等加算 (区分1及び区分2) 加算率(注1) (a) (b) (c) ⑨	
10/100 地域	3号	保育標準 時間認定	+	利用子どもが 4人以上の場合 32,330	+	60,300	
		保育短 時間認定	+	利用子どもが 3人以下の場合 28,970	+	53,930	
				$320 \times ( \text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 38.0 \text{ (c)} )$ $280 \times ( \text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 19.7 \text{ (c)} )$	+	$40,420 + 400 \times ( \text{加算率 (a)} + \text{加算率 (b)} + 8.3 \text{ (c)} )$	

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	減価償却費加算		賃借料加算		連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	土曜日に閉所する場合 ⑭				安全計画の策定等をしていない場合(注2) ⑭a	経営情報等の報告を行っていない場合(注2) ⑭b
			加算額		加算額				月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合(右欄の場合を除く。)	全ての土曜日を閉所する場合		
			標準	都市部	標準	都市部								
10/100地域	3号	保育標準時間認定 保育短時間認定	11,000	12,100	A地域 46,400 B地域 25,600 C地域 22,300 D地域 20,000	51,600 28,400 24,800 22,200	4,960	(④+⑤+⑧) × 18/100  (④+⑤+⑧) × 19/100	1,410  1,150	2,830  2,300	4,240  3,440	5,660  4,590	1,350	④×5/100

加算部分2

処遇改善等加算（区分3）	⑮	A：処遇改善等加算（区分3）－① 49,060 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A又はBのいずれかとする
		B：処遇改善等加算（区分3）－② 6,130 ÷ 各月初日の利用子ども数	
冷暖房費加算	⑯	1 級 地 2,020 4 級 地 1,400	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地～4 級地：寒冷地手当別表に規定する1 級地～4 級地に該当する地域 激変緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当別表に規定する4 級地に 該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法 に掲げる地域以外の地域 その他地域：1 級地～4 級地及び激変緩和地域以外の地域
		2 級 地 1,790 激 変 緩 和 地 域 1,050	
		3 級 地 1,770 そ の 他 地 域 120	
除雪費加算	⑰	6,620	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	⑱	171,160 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	⑲	100,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	⑳	A 基本額 処遇改善等加算（区分1及び区分2） ( 88,400 + 880 × ( 加算率 (a) + 加算率 (b) + 7.5 (c) ) ) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士等を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士等を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士等を嘱託等している施設
		B 基本額 処遇改善等加算（区分1及び区分2） ( 50,000 + 500 × ( 加算率 (a) + 加算率 (b) ) ) ÷各月初日の利用子ども数	
		C 基本額 10,000 ÷各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉑	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算	㉒	A 60時間以上 150,450 ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：障害児受入施設 ※複数の区分に該当する場合、いずれかの区分のみ加算する。
		B 30時間以上60時間未満 75,220 ÷各月初日の利用子ども数	
保育ICT推進加算	㉓	180,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注1）処遇改善等加算（区分1及び区分2）の加算率において、（a）は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、（b）は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数に応じた割合、（c）は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。

（注2）令和8年度においては7月から加減調整する。